

# 令和4年度 第1回 市民参加推進・評価委員会 資料

## 次第5 委員長の互選について

宮代町市民参加条例施行規則第26条の規定に基づき、委員長を委員の互選によって決定します。委員長は、推進・評価委員会を代表し、会務を総理するとともに、会議の議長となります。なお、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理するものとします。

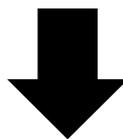
## 次第6 宮代町の市民参加制度の概要について

### 1 市民参加のまちづくり

宮代町の市民参加の取組は、次のような経緯で行われてきました。

- (1) 地区・自治会を中心とした地域コミュニティの形成  
昭和40年代～ 地域コミュニティ…地域主体の地区・自治会活動  
町による集会所整備（地域コミュニティの拠点づくり）
- (2) 全町民が参加し主体となったイベント等の実施  
昭和50年代～ 住民参加によるイベントの開催  
（町民体育祭、町民まつり、町民文化祭）
- (3) 町民主体の行政運営を推進「市民参加によるまちづくり」  
平成元年代～ 町民主体の行政運営を展開  
（地区懇談会実施、広聴所管課設置）  
各種事業や計画策定を市民参加により実施  
・総合計画審議会、新庁舎検討委員会（公募委員）  
・成人式、不惑の集い（企画実行委員会）  
・トラスト地の保全、特産巨峰のワインづくり  
・公園づくり、公衆トイレづくり など

宮代町がこれまで行ってきた「市民参加のまちづくり」をとおして、市民と町との信頼関係が築かれてきました。しかし、これらのまちづくりの手法は明確なルールがなく、行政の担当課所が独自に行ってきたものであったため、時とともに内容や手法にバラツキが生じ始め、形式的な市民参加の展開も見られるようになってきました。



## 2 市民と行政がともにつくりあげた市民参加条例

市民参加をさらに広げ、質を高めるため、平成15年度には、市民（公募委員16名）と行政（職員12名）の「市民参加条例作成チーム」により、市民参加に関する基本的な事項について定め、行政活動における市民の参加を権利として保障する宮代町市民参加条例（以下「市民参加条例」という。）が制定されました。

※約1年間で全体会、部会合わせて58回の議論を実施。

### 市民参加条例 前文

宮代町は、これまでも市民参加により、特色あるまちづくりを進めてきました。

市民参加は、市民と町が共に将来を語り合う場であり、市民の思いをまちづくりに反映させるための貴重な道筋です。市民参加による取組みを積み重ねていくことで、市民と町との信頼関係が築かれていきます。この信頼関係は、宮代町の自治を支える大きな原動力として輝き、市民全体の幸せへとつながっていきます。

これが、宮代町のまちづくりに対する自負であり、価値でもあります。

宮代町は、市民参加の歩みをより一層発展させ、市民と町との協働によるまちづくりを進めることを将来にわたり約束するため、この条例を制定します。

### ■用語の意義

- ・市民 … 町内に在住、在勤、在学する者
- ・協働 … 市民と町が、対等な立場で、互いの果たすべき役割を自覚、理解しながら、まちづくりについて議論、検討した結果を相互が尊重した上で、協力して行動すること
- ・市民参加 … 町が、市民の参加を保障すべき行政活動において、市民と町との協働を実現すること

### 3 市民参加条例の特徴

#### (1) 市民参加計画の作成（市民参加事業の情報開示）

市民参加計画とは、町が一年の間に市民参加により行う事業とその時期、そしてどんな形で参加できるかなどをまとめたもので、年度の早いうちに公表されます。これにより、市民は市民参加が適切に行われているかを確認するとともに、町と共通の情報を持ってまちづくりに参加することができます。

#### (2) 市民参加手法の明確化（市民参加手法の一定のルール化）

町は審議会等やパブリックコメント、フォーラム、意識調査、住民投票その他の手法により市民参加を実施するものとします。その際には、行政分野における政策又は事業の目的等を考慮して、市民参加手法を設定します。主な手法の概要は次のとおりです。

##### ①審議会等

町が行政分野における政策若しくは事業に関して市民等の意見を反映させるため又は行政運営上の課題の解決に向けて市民等に諮問するため市民等を委員に委嘱して、一定期間継続的かつ集中的に議論する会議形式の市民参加手法をいいます。[市民参加条例第11条より抜粋]



##### ②パブリックコメント

町が広く市民の意見を聴く必要があると認める計画又は制度等の案について、書面等による市民の意見を広く募集する手続をいいます。町は、提出された意見に対する見解を公表しなければなりません。[市民参加条例第17条より抜粋]



##### ③フォーラム

町が広く市民の意見を聴く必要があると認める計画又は制度等の案について、日時及び場所を指定してその内容についての説明を行うとともに、市民と意見交換を行うことをいいます。[市民参加条例第18条より抜粋]



#### ④意識調査

町が広く市民意識の傾向を把握、分析する必要が生じたときに、調査項目を設定し、一定期間内に市民から回答を求めることをいいます。[市民参加条例第19条より抜粋]



#### ⑤その他

実行委員会、ボランティア、ワークショップ等

#### 新たな市民参加手法 ワークショップ

町では、参加しやすく、意見を言いやすい対話による市民参加手法として、ワークショップを開催しています。ワークショップには多くのメリットがあります。特に町では無作為抽出型で実施することが多く、これまでまちづくりに興味のなかった市民が少し背中を押されることで、まちづくりに参加するきっかけとなっています。やり方にもよりますが、「市民ニーズのヒアリングの場」、「市民の理解を得る場」、「市民からアイデアをもらう場」、「新しい活動が生まれる場」として、期待するところは大きいです。

#### (3) 公募委員登録制度の導入（まちづくりに参加意欲のある市民の登録）

審議会等への市民の参加を促進するため、町づくりに参画意欲のある市民を公募し登録しておくもので、公募に関する詳細情報やまちづくりに関する情報をお伝えしています。なお、条例では、審議会などの委員は、原則として一部または全員を公募の市民とすることが定められています。

#### (4) 市民参加推進・評価委員会の設置（市民参加事業の検証）

市民参加を確かなものとして推進していくには、その取り組みが適切かどうかを検証し、評価をしていくことが重要です。委員会は市民を主体として構成されます。

#### (5) 市民参加に関する提案（市民が市民参加の実施について提案）

市民は、条例に基づく市民参加の実施についての提案を町にすることができます。提出された案は、原則として市民参加推進・評価委員会で検討されます。

## 次第7 市民参加推進・評価委員会の概要について

市民参加推進・評価委員会では、市民参加の実効性を確保するために、町が行った市民参加制度や市民参加手法等の評価及び検証結果に関することの検討などを行います。

### 1 位置づけ

市民参加条例に基づく審議会等

### 2 目的

市民参加の実効性の確保

### 3 委員の任期

任命を受けた日から2年間

### 4 会議の内容

- ・町が行った市民参加に関する評価・検証結果の検討
- ・市民から提出された市民参加に関する提案又は意見についての検討 など

### 5 会議の公開

- ・公開（傍聴可）
- ・会議終了後、14日以内に会議録を公表

### 6 会議の運営

- ・平日の日中、年2回程度開催（時間は1回あたり2時間程度）
- ・会議の開催には、委員の3分の2以上の出席が必要
- ・議事は、議長を除く出席委員の3分の2以上をもって決定

#### 市民参加条例（抜粋）

（会議の運営）

第16条 市民と町は、対等・協力関係を基本として、適切な役割分担のもと審議会等の会議運営に努めなければなりません。

2 前項の会議運営にあたっては、相互の話し合いにより、会議運営のための約束事を定めることができます。

## 7 報酬

- ・報酬3,000円(日額)、費用弁償300円(日額)
- ・委員長については、報酬額に2,000円を加算

## 8 これまでの主な取組

- ・市民参加の基礎的な評価及び検証結果の検討
- ・評価検証資料(実績報告書)の見直し
- ・イベント情報の周知方法の検討
- ・無作為抽出ワークショップの推進
- ・大学連携の推進

## 次第9 今後の予定について

時期	主体	内容
3月～4月	町	各課にて市民参加計画実績報告書の作成 事務局にて実績報告書の取りまとめ、整理
5月	町	令和5年度 第1回 市民参加推進本部 「令和4年度市民参加の評価及び検証」
6月	委員会	令和5年度 第1回 市民参加推進・評価委員会 「令和4年度市民参加の評価及び検証結果の検討」